

掛川市生涯学習まちづくり土地条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市生涯学習まちづくり土地条例(平成17年掛川市条例第128号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり計画協定)

第2条 条例第8条に規定するまちづくり計画協定は、次に掲げる事項について定める。

- (1) まちづくり計画協定の名称
- (2) まちづくり計画協定の目的
- (3) まちづくり計画協定の区域
- (4) まちづくり計画協定の有効期間
- (5) まちづくり計画協定を実施するための組織に関する事項
- (6) 快適で良質なまちづくりを推進するために必要な事項

(様式)

第3条 まちづくり計画協定書等の様式は、市長が別に定める。

(特別計画協定区域内における行為の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、特別計画協定区域行為届出書(別記様式)により行わなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の特別計画協定区域行為届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、届け出た内容を変更する届出の場合には、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

- (1) 法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする場合 当該申請又は届出に必要な図書1部
- (2) 法令に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない場合
 - ア 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約(予約を含む。)の締結 位置図、公図及び登記簿謄本各1部
 - イ 建築物及び特定工作物の新築又は増築 位置図、公図、配置図、平面図及び立面図各1部
 - ウ 土地の用途の変更 位置図、公図及び登記簿謄本各1部
 - エ 土地の区画又は形質の変更 位置図、公図、計画平面図及び断面図各1部

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書等の添付を求めることができる。

(条例第10条第2項第1号に規定する規則で定める行為)

第5条 条例第10条第2項第1号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定

めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 土地売買等の契約で、一団の土地の面積が200平方メートル未満のもの
 - (2) 建築物及び特定工作物の新築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積若しくは外部見付面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - (3) 土地の区画又は形質の変更で、当該行為に係る部分の一団の土地の面積が200平方メートル未満のもの
 - (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行として行う行為
 - (5) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行として行う行為
- （助成）

第6条 条例第18条に規定する助成の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第7条のまちづくり計画案を策定し、市長が快適で良質なまちづくりに寄与すると認める者
- (2) 市による土地施策の策定及び実施に積極的に協力し、市長が快適で良質なまちづくりに著しく貢献すると認める者

2 前項の規定による助成は、他の条例、規則等に基づいて助成を受けるときは行わない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

特別計画協定区域行為届出書

年 月 日

掛川市長 氏 名 様

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号
 担当者 電話番号

掛川市生涯学習まちづくり土地条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の所在	掛川市						ほか	筆
土地に関する事項	所有者の住所及び氏名							
	地目	公簿現況	面積		公簿	・ m ²		
行為の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
行為の種別	1 土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定） 2 建築物及び特定工作物の新築又は増築 3 土地の用途の変更 4 土地の区画又は形質の変更							

行為の内容

1 土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）	譲渡・受人の別		住所及び氏名					
	譲渡人							
	譲受人							
	利用目的		面積		・ m ²			
2 建築物及び特定工作物の新築又は増築	種別	新築・増築	用途					
	敷地面積	・ m ²	延べ面積	・ m ²	構造			
3 土地の用途の変更	利用目的					面積	・ m ²	
4 土地の区画又は形質の変更	利用目的					面積	・ m ²	

その他

参考となるべき事項		関係法令等	
-----------	--	-------	--